

決議

平成二十三年三月に発生した東日本大震災では、多くの人命が失われるなど未曾有の被害をもたらし、三年半が経過した今なお、被災地の復旧・復興は道半ばである。

この教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震や首都直下地震、日本海などにおける大規模地震に対しては、甚大な被害の度に復旧・復興を図る、といった「事後対策」に頼るのではなく、平時から災害に対する備えに万全を期すことが極めて重要である。

昨年十二月には、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行されるとともに、これより先に成立した「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」に基づく「国土強靱化基本計画」においては、大規模災害等への備えについて、「国家百年の大計」の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが、必要であるとされている。

このため、南海トラフ巨大地震の対策については、国の被害想定をもとに、各自治体において、詳細な被害想定等の検討を進め、いち早く、迅速確実な情報伝達や避難路、避難場所の整備、避難訓練の実施など、人命保護を最優先とした「減災」対策に積極的に取り組んできた。

併せて、百数十年に一度と、近い将来確実に起こるとされる南海トラフ地震の津波に對しても、

(一) 安全な場所に避難できない

・南海トラフ特措法の「特別強化地域」など、津波到達までの時間が短いエリアや、液状化により堤防等の機能が失われ、地震直後から浸水するゼロメートル地帯など、津波等による浸水危険度が高く、避難が困難となるエリア

(二) 復旧復興に大きな支障となる

・ゼロメートル地帯や広域の地盤沈降地帯で、浸水が長期間に及ぶエリア

(三) 地域の復旧復興、ひいては日本全体の経済活動に大きな支障となる

においては、人命を守り、被害を最小化するための堤防の整備・補強など、最低限の施設整備を緊急かつ重点的に進めることが不可欠であることが明らかになってきた。

よって、ここに「南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進大会」を開催し、その総意に基づき国及び政府に対し、以下の事項について緊急提言する。

- 一、地震・津波対策を推進するため、防災・減災に資する予算総額の確保及び財政支援措置の充実を図ること。
- 一、河川・海岸堤防等の新設・嵩上げ並びに、耐震・液状化対策や粘り強い構造への改良、水門等の自動化等を強力に推進すること。
- 一、特に、「特別強化地域」など、短時間で津波が襲来する沿岸域や、ゼロメートル地帯など、リスクの高い地域において、緊急性の高い対策に重点化し、短期集中的に推進できるよう、既存交付金の充実や、新たな制度を創設すること。
- 一、各地域の実情に応じて対策が促進されるよう、地方財政に十分配慮した措置を講じること。

右、決議する。

平成二十六年十一月六日

南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進大会実行委員会

(東海) 静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市、
(近畿) 名古屋港管理組合、四日市港管理組合、
(四国) 徳島府、兵庫県、和歌山県、大阪府、神戸市
(九州) 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、宮崎県